

# 「大阪府生活環境の保全等に関する条例(騒音・振動分野)に係る苦情および施行状況調査」の実施について

## 1 調査目的

大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について検討を行う上での基礎資料とするため、同条例（騒音・振動分野）に係る苦情および届出状況等を把握する。

## 2 調査先

府内全市町村

## 3 調査対象

平成29年度から令和元年度まで（3年間）の届出、苦情

## 4 調査方法

電子メールにより調査票を配布し、記入後、返送。  
（令和2年3月31日配布し、現在集計中。）

## 5 調査内容

分野	主な調査項目
① 工場・事業場規制	・届出施設(種類毎)の届出件数、苦情件数
② 建設作業規制	・特定建設作業(種類毎)の届出件数、苦情件数 ・ショベル系掘削機械等のアタッチメント種類毎の苦情件数
③ その他規制	・カラオケ騒音、深夜営業に係る苦情件数
④ 生活騒音・低周波音	・発生源別の苦情件数
⑤ 全般	・条例制度上の課題

## 6 今後の予定

次回以降の部会において、調査結果を報告する予定。

(参考)

1 騒音・振動特定施設(届出施設)一覧表(法施行令第1条、条例規則第51条)

施設名	騒音		振動		備考
	法	条例	法	条例	
<b>金属加工機械</b>					
圧延機械	* 22.5kW	* 22.5kW			*原動機の定格出力の合計
製管機械	○	○			
ベンディングマシン	* 3.75kW	* ○		○	*ロール式に限る
液圧プレス	* ○	* ○	* ○	* ○	*矯正プレスを除く
矯正プレス		○		○	
機械プレス	* 294kN	○	○	○	*呼び加圧能力(キロニュートン)
せん断機	3.75kW	○	1kW	○	
鍛造機	○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kW	* 15kW	*原動機の定格出力の合計
ブラスト	* ○	○			*タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
タンブラー	○	○			
自動旋盤		* ○			*棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤		○			
マシニングセンタ		○			
平削盤		○		○	
切断機	* ○	* ○			*といしを用いるものに限る
グラインダー		* ○			*工具用及び精密加工用を除く *垂鉛版用以外は2台以上
自動やすり目立機		5kW			
<b>圧縮機及び送風機</b>					
空気圧縮機	7.5kW	3.7kW	7.5kW	7.5kW	
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kW	7.5kW	7.5kW	
送風機	7.5kW	3.7kW			
<b>粉砕機</b>					
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	7.5kW	○	7.5kW	3.7kW	
穀物用製粉機	* 7.5kW	○		3.7kW	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機		○		* 3.7kW	*破碎機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機		* ○		* 3.7kW	*破碎機、摩砕機を含む
<b>繊維機械</b>					
織機	* ○	* ○	* ○	* ○	*原動機を用いるもの
紡績機械		○			
編組機		* ○			*2台以上
撚糸機		○			
<b>建設用資材製造機械</b>					
コンクリートプラント	*0.45立方メートル	* ○		○	*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン			* 2.95kW	* 2.95kW	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械			* 10kW	* 10kW	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	* 200kg	○			*混練重量

施設名	騒音		振動		備考
	法	条例	法	条例	
木材加工機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チッパー	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	
碎木機	○	○			
帯のこ盤	* 15kW **2.25kW	○			*製材用 **木工用
丸のこ盤	* 15kW **2.25kW	○			*製材用 **木工用
かんな盤	2.25kW	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械	* ○	* ○	2.2kW	2.2kW	*原動機を用いるもの
ロール機					
ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機		○	* 30kW	* 30kW	*カレンダーロール機を除く
その他のロール機		* ○			*金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成型加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成型加工 機械		○		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
鋳造型機	* ○	* ○	* ○	* ○	*ジョルト式に限る
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		* 5t		* 5t	*吊り上げ能力
工業用動カマシン		* ○			*3台以上
紙工機械		* 3.7kW		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1.2m		* 1.2m	*直径
集じん装置		○			
かくはん機		3.7kW			
電気炉		* ○			*鉄鋼及び非鉄金属製造用の ものに限る
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機		* 7.5kW			*クーリングタワーを有せず 室外機に圧縮機又は送風機 を有するもの
クーリングタワー		2.2kW			
スチームクリーナー		* 7.5kW			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー		* ○			*ロータリー式、ガンタイプ 式を除く

〔備考〕

- ・「法」の欄に○又は数値のあるものが特定施設、「条例」の欄に○又は数値のあるものが届出施設。
- ・表中の数値、例えば7.5kWは、原動機の定格出力が7.5kW以上のものが届出の対象であることを表す。
- ・表中の\*は、条件付きであることを表し、その条件を備考欄に示す。

## 2 特定建設作業（当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く）

### ■騒音に係る特定建設作業（騒音規制法施行令第2条、条例施行規則第52条）

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域 (注3)	条例の追加規制地域 (注4)
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(注1) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6 バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) 7 トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) 8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)	法の届出	条例の届出
9 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業(注1) 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	条例の届出	条例の届出

### ■振動に係る特定建設作業（振動規制法施行令第2条、条例施行規則第52条）

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域 (注3)	条例の追加規制地域 (注4)
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業(注1) 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注1)	法の届出	条例の届出
5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。)を使用する作業	条例の届出	条例の届出

(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当する。)を使用する作業を除く。

(注3) 法の規制地域:第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域

(注4) 条例の追加規制地域:工業専用地域の一部、大阪国際空港のうち豊中市及び池田市の区域並びに八尾空港の敷地、法第3条第1項の指定地域の境界から300m以内の地先及び水面